

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第544号)

平成20年5月14日

横情審答申第544号

平成20年5月14日

横浜市病院事業管理者

原 正 道 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成19年9月3日病市経第438号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

「横浜市立市民病院 2004年4月14日、4月15日分

1．処置カード（救急外来と南2階分）

2．T - 05（救急外来と南2階分）

3．検査依頼書及び伝票（救急外来と南2階分）」の非開示決定に対
する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市病院事業管理者が、「横浜市立市民病院 2004年4月14日、4月15日分 1. 処置カード（救急外来と南2階分） 2. T - 05（救急外来と南2階分） 3. 検査依頼書及び伝票（救急外来と南2階分）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立市民病院 2004年4月14日、4月15日分 1. 処置カード（救急外来と南2階分） 2. T - 05（救急外来と南2階分） 3. 検査依頼書及び伝票（救急外来と南2階分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成19年7月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

なお、「南2階分」との記載は「南2階病棟分」と解することとする。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 処置カード（救急外来と南2階分）及びT - 05（救急外来と南2階分）

T - 05は、市民病院物品センターにおける処置カードの管理上の記号であり、同一文書であると判断した。処置カード（T - 05）とは、一部の病棟で処置に関する職員間の業務引継ぎ等に使用されているものであるが、救急外来及び南2階病棟では使用していない。

(2) 検査依頼書及び伝票

開示対象文書特定の際、電話による確認ができなかったため、「（特に記載のない）様式と考えてよいか」との旨を文書にて確認したところ、異議の連絡が無かったため、検査依頼書・伝票の様式について調査・決定した。

検査伝票とは、検査実施の際に、検査結果の記録などのために作成するもので、患者番号・氏名等の個人情報及び検査結果などが記載されている。

横浜市立市民病院（以下「市民病院」という。）では、医師からの検査指示をオー

ダリングシステム（以下「システム」という。）により行っている。したがって、検査依頼書は使用していない。

また、検査伝票は、一部の検査に関して使用するもので、2004年4月14日及び15日に救急外来と南2階病棟では使用していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 処置カード（救急外来と南2階分）及びT - 05（救急外来と南2階分）について処置カードとT - 05は使われていないというが、その真偽を確認したい。

非開示理由説明書では、処置カード及びT - 05を保有していない理由として、「一部の病棟で業務引継等のため使用しているものですが、救急外来及び南2階病棟では使用していません」という。

しかし、申立人が入手した、別紙「印刷物一覧表」（市民病院が用いている印刷物の一覧表）には、「処置カード・青T - 05」と明記されている。よって、「処置カード・青T - 05」は、一般的に使われているものと推測される。

処分庁は「一部の病棟で使用されている」というが、その一部とはどの範囲か、どうしてその範囲のみにとどまるのかを説明し、かつ、どうして救急外来及び南2階病棟では使用していないのかその理由を具体的に説明すべきである。そうでなければ救急外来及び南2階病棟では使用していないとの説明を認めることはできない。

- (3) 検査依頼書（救急外来と南2階分）及び伝票（救急外来と南2階分）について

非開示理由説明書では、検査依頼書、伝票の様式について調査・決定したというが、申立人は、様式のみについての請求はしていない。

また、検査依頼書について、システムにより行っているので使用していないなどと言うが、検査依頼書という様式の書面でなくとも検査を依頼する文書（電磁的記録を含む）が対象となるのであるから、それが存在する以上、存在することを前提とした開示非開示の決定をすべきである。

検査伝票は一部の検査に関して使用するものだというが、どのような検査について用いるのかを明らかにし、2004年4月14日及び15日には使用していないことについて具体的に説明すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関は、非開示理由説明書において、T - 05とは処置カードの管理上の記号であり、T - 05と処置カードは同一文書であると説明していることから、本件申立文書は、2004年4月14日及び15日（以下「当該日」という。）に市民病院の救急外来及び南2階病棟（以下「当該場所」という。）で使用された処置カード、検査依頼書及び検査伝票であると解することとする。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、非開示理由説明書において、検査依頼書及び検査伝票の様式について調査・決定したと説明しており、申立人は、意見書において、様式のみについての請求はしていないと主張している。このため、当審査会は、平成20年1月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求書には「・・・2004年4月分、2007年4月分 1 . 処置カード・・・」と記載されていたが、申立人から開示請求書の「2004年4月分、2007年4月分」の記載を「2004年4月14日及び15日分で実際に使われたもの」に補正したいとの申出があったため、本件申立文書は、当該日に当該場所で使用された処置カード、検査依頼書及び検査伝票であると考え、特定した。非開示理由説明書の「検査依頼書・伝票の様式について調査・決定しました。」の記載は削除する。

(イ) まず、処置カードについてであるが、市民病院では、以前、医師が指示簿に処置内容（注射など）を記録し、指示簿を確認した看護師がそれを処置カードに転記し、他の看護師が処置カードに記録されている処置を行うという業務の流れが基本であり、処置カードは処置を行った後に廃棄していた。しかし、今から約10年ほど前に、医師が指示簿に記録した処置内容を確認した看護師が直接処置を施すように業務の流れを変更したため、処置カードは本来の用途で使用されることがなくなった。現在は、一部の病棟の一部の職員が在庫分をメモ用紙として使用しているが、救急外来と南2階病棟においては、当該日以前から備え付けられておらず、当該日においても、いつもどおり使用しなかったものである。

(ウ) 次に、検査依頼書についてであるが、検査依頼書という名称の帳票は存在しない。検査依頼に用いられるものと考えた場合、システム内の情報と検査伝票が相応する。しかし、申立人は、本件請求以前にシステム内の特定個人の情報の開示決定等を受けていたことから、本件請求時には、当該日における一般的な検査は

システムを介して依頼・実施されていたことを知っており、その上で「検査依頼書」と記載して本件請求を行っているため、システム内の情報を求めているものではないと考えた。また、検査伝票は複写式の帳票であり、検査の申込み、検査結果の報告、検査料金の会計等に兼用するものであるため、検査依頼にも用いられるものであるが、申立人は、本件請求において、別途、検査伝票を請求していることから、あくまでも検査依頼書という名称の帳票を求めているものと考え、そのようなものは存在しないため、非開示とした。

(I) 市民病院においては、平成15年1月からシステムを導入し、検体検査については検査伝票ではなくシステムにより行うこととした。そのため、検体検査の検査伝票は、システム導入後においてはシステム停止時以外使用していない。しかし、一部の検査を除く生理検査についてはシステム導入後もしばらくの間、検査伝票を併用しており、当該日もその状況にあった。そのため、当該日の検査伝票という請求に対しては、検査伝票の帳票のほか、検査伝票の用途に相応するシステム内の情報が対象となり得る。しかし、上記と同じ理由から、申立人はシステム内の情報ではなく、検査伝票という帳票を求めているものと考えた。

(ロ) 検査伝票は複写式のため、一つの検査伝票に会計用、報告用など複数の頁が存在する。会計用の検査伝票などはその用途が終了した後に廃棄する取扱いとしており、検査結果が記録される報告用の検査伝票は、診療録に検査結果を転記後に廃棄する、又は診療録に添付して保存するという取扱いであった。このため、本件請求を受けて、当該日、当該場所で診療を受けた者の診療録を調査し、当該日に使用された報告用の検査伝票が添付されていないかを確認した。しかし、存在しなかったため、非開示とした。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 処置カードの不存在について

実施機関の説明によれば、当該日において、既に、処置カードは処置カード本来の使用はされていなかったとのことであり、また、救急外来と南2階病棟には備え付けられていなかったとのことである。このような状況から考えれば、当該日に当該場所で処置カードが使用されたとは考えにくく、他に処置カードが存在することを推認させる事情も認めることができなかったため、処置カードは存在しないとする実施機関の説明は特段不合理とはいえない。

(イ) 検査依頼書及び検査伝票の特定及び不存在について

- a 異議申立書及び意見書の記載から、申立人の主張は、条例における行政文書には電磁的記録も含まれるため、検査依頼書及び検査伝票に相応するシステム内の情報を請求対象と特定すべきというものと解される。確かに、条例が規定する行政文書には電磁的記録も含まれ、また、一般的に、請求対象の文書が不明確な場合は、開示請求者の利になるように広く解釈することが望ましいものである。しかし、実施機関の説明によれば、本件請求以前のシステム内の特定個人の情報の開示決定等から、申立人はシステムの存在を認識した上で、「検査依頼書及び伝票」と記載して本件請求を行っているとのことである。当審査会が確認したところ、確かに申立人あて上記開示決定等が行われていたことが認められた。このため、申立人はシステム内の情報以外の情報を求めているものと実施機関が判断し、システム内の情報を請求対象とせずに、検査依頼書と検査伝票のそれぞれの帳票を特定したことは、不当とまではいえない。
- b 実施機関は、事情聴取において、検査依頼書という名称の帳票は存在しないと説明する。しかし、請求対象の文書を特定する際には、申立人に、（特に記載のない）様式を請求していると解釈してよいかと文書で確認していることが認められ、また、非開示理由説明書においては、検査依頼書は使用していないと説明している。このように、実施機関の対応や説明は、一貫性がなく、不明確なものであることは否めないが、実施機関の対応の当否はともかく、当審査会は、検査依頼書という帳票の存在を推認させる事情を認めることはできなかつたため、検査依頼書は不存在であるという実施機関の説明は不合理ではないと判断した。
- c 実施機関は、診療録を調査した結果、当該日に当該場所で使用された検査伝票は添付されていなかったと説明しており、また、前記ア(イ)の市民病院での検査業務の流れを前提に考えれば、診療録以外の場所に検査伝票が存在しているとは考えられない。よって、当審査会は、検査伝票は存在しないとの実施機関の説明は特段不合理ではないと判断した。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

なお、本件の非開示理由説明書における文書不存在の説明は、具体性、明確性に欠け、非常にわかりづらいものである。文書が存在しない理由を説明する上で、業

務についての説明も必要な場合はそれも併せて記載するなど、丁寧な説明を心がけるべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年9月3日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年9月12日 (第111回第二部会) 平成19年9月13日 (第113回第一部会) 平成19年9月21日 (第46回第三部会)	・諮問の報告
平成19年10月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年10月26日 (第114回第二部会)	・審議
平成19年11月9日 (第115回第二部会)	・審議
平成19年11月30日 (第116回第二部会)	・審議
平成19年12月18日 (第117回第二部会)	・審議
平成20年1月22日 (第119回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年2月8日 (第120回第二部会)	・審議
平成20年2月22日 (第121回第二部会)	・審議
平成20年3月14日 (第122回第二部会)	・審議
平成20年3月28日 (第123回第二部会)	・審議